

○事務局長 おはようございます。本日は、4番委員と5番委員が欠席でございますけれども、あの方全員出席でございますので、総会が成立しております。ただいまから令和元年度第3回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、会長挨拶お願いいたします。

○会長 (挨拶)

○事務局長 議長は会長の方でお願いいたします。

○議長 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員に6番委員、7番委員を指名をいたします。よろしくをお願いします。

○議長 次に、日程第2、議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 はい。それでは、日程第2の説明をさせていただきます。1ページをお開きください。議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてということで、下記資料のとおり農地の権利移転等についての許可申請があったので、許可・不許可についての意見を決定するものとするということでございます。今回4件の申請が上がってきております。

(4件の申請についての説明)

○議長 ただいま事務局から説明がございました。ここで、事前調査の報告をお願いしたいと思います。はい、2番。

○2番 それでは、議案第6号の農地法第3条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回4件の申請がありましたが、先日10日に11番委員、12番委員、私で調査いたしました。番号1から番号3まではですね、譲受人の●●●さんの関連がありますので、併せて報告いたします。番号1、番号2、番号3の申請につきましては、先ほど説明された箇所にな

りますが、3筆とも農振農用地区域外農地となっております、売買による所有権移転となります。10アール当たりの売買価格が●●円ということで、取得後の農地には粟を栽培する予定ということです。許可の判断につきましては、3筆とも農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号1から番号3の報告につきましては以上です。

続きまして、番号4の報告をいたします。譲受人●●●さんで、本申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、4筆とも農振農用地区域外農地となっております、売買による所有権移転となっております。10アール当たりの売買価格は●●円となっております。許可の判断につきましては、4筆とも農地法第3条第2項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。報告につきましては以上です。

**○議長** はい。ただいまですね、議案の説明と事前調査の報告をしていただきました。この件について何かご意見等はございませんでしょうか。

(意見等なし)

それではお諮りをいたしたいと思います。議案第6号の許可申請に対する可否決定については、4件すべて許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第6号は申請された4件すべて許可することに決定をいたしました。

**○議長** 次に、日程第3に入りたいと思いますが、その前に、本日事務局長が議会に出席のため途中退席しますので、ちょっと日程の順番を変えたいと思います。日程第3のあと日程第6を行いまして、そのあと日程第4、第5、第7、第8と進めてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは日程第3、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

**○事務局長** はい、それでは日程第3のご説明を申し上げます。ページが5ページでございます。日程第3、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可・不許可についての副申意見を決定するものとするということでございます。今回1件の申請が上がってきております。

(1件の申請についての説明)

**○議長** はい、ただいま事務局から説明がありました。ここで、事前調査の報告をお願いしたいと思います。2番。

**○2番** それでは、議案第7号の農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。先日10日に11番委員、12番委員と私で調査いたしました。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第2種農地となりますが、代替性の検討が適切になされていると思われまますので、立地基準を満たしている考えます。また一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件には該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。10アール当たりの売買価格は●●円となっております。以上で報告を終わります。

**○議長** はい、ただいま議案の説明と事前調査の報告をしていただきました。この件につきまして何かご意見等はありませんか。

(「異議ありません」の声あり)

はい、それではお諮りします。本件の申請に対する意見については許可相当であるということ  
ことよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議案第7号は、許可相当であるとの意見に決定をいたしました。

**○議長** 続きまして、日程第6、報告第6号、許可不要転用届の報告を行います。事務局より  
報告をお願いします。

**○事務局長** それでは、日程第6のご説明を申し上げます。ページが11ページでございます。

日程第6、報告第6号、許可不要転用届の報告についてということで、今回、許可不要転  
用届けが上がってきております。番号1、転用者住所氏名、こちら●●でございます。所  
有者住所氏名、●●●となっております。申請物件につきましては、●●●でございます。  
地目につきましては、登記田以外もありましたので田等、現況も田以外もございましたの  
で田等と記載をさせていただいております。その面積が7件の合計で646.74平米となっ  
ております。転用の事由につきましては、県道改良工事に伴う事業用地の取得ということに  
なっております。許可不要転用該当事項につきましては、農地法第4条第1項第2号によ  
る許可不要転用届となっております。詳細につきましては、別紙でお配りをしておりま  
すが、こちらの別紙の方に具体的に記載をさせていただいておりますので、こちらをご覧  
いただければと思います。以上で説明を終わります。

**○議長** ただいま事務局より報告がございましたが、この件について何か質疑はありませんか。

(質疑等なし)

ないようですので、報告第6号はこれで終わりたいと思います。

(事務局長退席)

**○議長** 次に、日程第4、議案第8号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定につい

てを議題といたします。本件については、議事参与の制限にかかわる委員がおられます。

1 番委員、9 番委員、19 番委員は、当該議案の審議が終了するまで退席をお願いしたいと思  
います。議長が退席をいたしますので職務代理者に議事の進行をお願いしたいと思います  
す。よろしく申し上げます。

(1 番、9 番、19 番委員退席) (議長交代)

**○職務代理者** はい。それでは、日程第4、議案第8号、多良木町農用地利用集積計画に対す  
る意見決定について、事務局より説明をお願いします。

**○事務局** 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてということで、令和元年第  
5回多良木町農用地利用集積計画を定めることにつきまして、農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項の規定による別紙計画書について、5月7日付けで多良木町長より農用地利用  
集積計画の決定を求められております。それでは、退席されました方についてのご説明を  
させていただきます。

(退席した委員の件についての説明)

**○職務代理者** はい、ただいま説明が終わりましたが、この件について何かご質問等あ  
りますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、お諮りをいたします。議案第8号の退席された委員にかかわる案件については、  
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○職務代理者** 異議なしと認めます。退席された委員の入室をお願いします。

(1 番、9 番、19 番委員入室) (議長交代)

**○議長** それでは、議事を続けます。議案第8号のですね、残りの説明を事務局よりお願いい

たします。

**○事務局** それでは、別冊の集積計画の総括表にてご説明をいたします。

(全体の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

**○議長** はい。ただいま、事務局より説明がございましたが、本件について何かご意見等ありませんでしょうか。

(意見等なし)

それでは、お諮りいたします。議案第8号の残りの案件についても、原案どおり決定することに異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定をいたしました。

**○議長** 続きまして、日程第5、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告をお願いいたします。事務局。

**○事務局** それでは、8ページ目をご覧ください。日程第5、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による小作地の合意解約の報告について、平成31年3月26日から平成31年4月25日までの分となります。

(内容説明)

**○議長** はい、ただいま事務局から報告がございましたが、この件につきまして何か質疑はございませんでしょうか。

(質疑等なし)

ないようですので、報告第5号はこれで終わりたいと思います。

**○議長** 続きまして日程第7、次回総会に伴う事前調査委員の指名を行いたいと思います。指名を行う前に、次回の総会の日程並びに総会に伴う事前調査の日程を決定したいと思います。次回の総会を6月10日月曜日に行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、総会に伴う事前調査委員の指名を行います。調査委員に3番委員、4番委員、13番委員をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長** 続きまして日程第8、広報委員についてを議題といたします。この件については、前回の総会におきまして広報誌を作成するという事で、広報委員の選出をお願いしたところです。広報誌を作るということですね、広報委員さんを決定して、広報誌作成等の活動を行っていかねばなりませんので、広報委員さんの選出をよろしく願いしたいと思います。このことについて何かご意見ありませんか。はい、7番委員。

**○7番** まず、前回から申し上げてましたけども、広報誌を作成するに当たり前回までと違い、ある程度の予算とかはどうなってますか。

**○議長** 事務局。

**○事務局** 予算については、今から決めていただく広報委員さんに集まっていただいて、今後どのような広報を作る、年に何回出す、ページ数を決めていただいて、それを予算化させていただいて議会の方にそういう予算として上げさせていただく形で考えております。

**○議長** この件については、私も事務局と話し合いをいたしておりますが、発行の回数、ページ数、カラーにするか白黒にするか、また回覧にするか全戸配布にするか、あるいは農家のみの配付にするか、そういうところを検討していただかなくてはなりません。6月の議会の補正予算で要求するためにですね、広報委員さんを決定していただきまして、早急その予算立てをしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。7番。

○7番 はい。

○議長 それでは、広報委員を選出していただきたいと思いますが、できれば各地区からですね1名ずつぐらいで思うとですけど、どうでしょうか。各地区1名ずつぐらいでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、各地区寄ってもらって決めていただきたいと思います。お願いします。

(多良木、黒肥地、久米の各3地区で選出)

○議長 はい、決まったようですので、それでは、多良木は尾方委員、黒肥地は田山委員、久米は上原委員に広報委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。それから事務局それから会長ですね、それから班長さん等もご協力をよろしくをお願いしたいと思います。先ほど説明したとおりですね広報誌の予算については、早急な予算立てが必要ですので、総会が終わったあとでちょっと班長会の時に詳細についてはですね決定をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で本日提案をされた議案の審議並びに報告事項はすべて終了をいたしました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

○事務局 長時間にわたりご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第3回の多良木町農業委員会総会を終了させていただきます。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記